

**「第4期志木市地域福祉計画・志木市再犯防止推進計画・  
第2期志木市成年後見制度利用促進基本計画」（素案）について**

**1 意見公募期間**

令和元年11月13日(水) ～ 令和元年12月12日(木)

**2 計画（素案）の公開場所**

市ホームページ、福祉課、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、総合福祉センター、第二福祉センター

**3 意見募集状況**

		意見件数
個人	団体	
5人	3件	33件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

No.	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
1		第3期と比較して全体的に文章がわかりにくい。もっとわかりやすく具体的な内容を記載すべき。	イラストや写真、コラム、また、用語の解説などを盛り込むなど、わかりやすくなるよう工夫します。 なお、3つの計画の内容がわかるよう概要版を作成します。	◎
2		市役所が仮庁舎へ移転するため、市民会館等の会議室の利用が制限され、市民のサロン活動や通いの場が停滞することが予想されることから、対応策を計画に記載すべき。	仮庁舎への移転に伴い、一部の公共施設の利用にご不便をおかけいたします。市民の活動等の果たす役割は大きいため、「1（3）支え合える環境づくり」として、今後も交流拠点の整備や交流機会の充実に努めてまいります。 2年半という状況ではありますが、施設利用については、個別の対応が可能となる代替施設等の情報提供に努めてまいりますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	○
3	全 体	高齢化の進展に伴い、介護を必要とする人が増えている。また、看病、療育、世話、こころや身体に不調のある人の介護も必要である。 介護する人は心身の健康、生活の安定、先行きの事など困難な大きな不安を抱えています。ケアラーへの支援は地域で支え合う基盤の上に総合的な施策が必要である。 ボランティア団体が開催している介護者サロン、認知症カフェ、施設内の家族会などで、ケアラーが気がねなく、心おきなく話し合える居場所が元氣になり、ひいては介護者への献身につながっている。 そのため、独立した項目として総合的な支援体制を推進していく必要があることから、「ケアラー（介護者）支援の充実」を設定することを提案する。	在宅で日常生活を営む上で支障のあるひとり暮らしや要介護高齢者などを介護している家族に対して、生活支援サービスを提供することにより、家族等介護する人の精神的及び経済的な負担の軽減を図っています。 在宅で日常生活を送る際に支障がある方を介護している家族に対しては、これまでも認知症カフェや各種障がい者団体の交流活動等を通じて、精神的な負担の軽減に努めているところです。 引き続き、地域福祉計画においては、市民のいきがい活動や、様々な立場の方が気軽に集える場として、交流拠点の整備を掲げています。 なお、個別具体的内容などについては、それぞれの分野別の計画に記載しています。	○
4		数値目標が設定されておらず、PDCAサイクルにて計画を実行するにあたり、達成度がわかりにくく、評価することができない。	次期計画から新たに重点的な取組について、目標値を設定したところ。また、地域福祉に関する各種事業については、目標を数値化することが困難なものもありますが、現状との比較において事業の進捗管理や改善などにより、確実な推進を図ってまいります。 なお、個別具体的内容などについては、それぞれ分野別の計画に掲載しています。	○
5		第5章志木市成年後見制度利用促進基本計画は本地域福祉計画全体の約25%を占めています。本計画の中心が成年後見制度利用促進基本計画であるとの誤った印象を市民に与えてしまう恐れがあります。地域福祉計画とは独立させて、別途成年後見制度利用促進基本計画を策定すべきだと考えます。	成年後見制度の理解や利用促進については、地域福祉計画にも掲げている権利擁護と密接に関係し、計画期間における取組や目標等を一体的に整理することから、次期計画より関連計画として合冊としています。	○

No.	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
6		やむをえない面もあると思いますが、内容や語彙が難しく、市民には理解が難しいです。P94・95の事例が分かりやすい分、その前ページまでの分かりにくさとのギャップを感じます。「市民と共に進める」ためには、用語の解説、吹き出し、イラストを挿入する、アニメ冊子にする等、誰にも分かりやすいものにした方がよいと思います。	イラストや写真、コラム、また、用語の解説などを盛り込むなど、わかりやすくなるよう工夫します。また、視覚障がいがある方に配慮した音声コード（SPコード）を掲載します。 なお、3つの計画の内容がわかるよう概要版を作成します。	○
7	全体	【目標について】 ・福祉計画との連動は大切な観点だと思いますが、昨今、家庭内のことを外注する傾向が進んでいる一方、人と人との距離が離れている印象を受けます。肝心なことを他者に依頼できる信頼感を育むためには、教育の在り方をはじめ、様々な分野の議論が必要であり、福祉的な観点だけでは不十分に感じます。 ・「成年後見制度の適切な利用を」と謳っているものの、利用促進計画であるためか、現状に適していない方にも積極的に制度を進めているような印象を受けました。 ・若年層への周知、啓発活動は今後の選択肢として必要であることは理解できますが、同時に制度を利用せずに済む方法も認知されると良いと思います。	次期計画においても、市民をはじめ、医療や介護の事業者、民間企業など行政だけではなく、地域に関わる様々な方々と連携や協力を進めることで、各制度の理解とともに安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます。また、必要な人が適切に制度につながるように、若年層からの制度理解を進めてまいります。	○
8		基本理念、目標1、2、3は良いです。目標1「支援ネットワーク等を活用し、家庭裁判所等」は難しいと思います。市民後見人養成は良いです。	必要な機関と連携を図り、ネットワークの充実を目指すとともに、市民後見人の育成を強化してまいります。	○
9	33他	(3) 成年後見制度利用の促進については、同基本計画により、利用者にとってのメリットを実感できる運用改善が求められています。特に重要なことは、本人が本人らしい意思決定を行うことのできる機会を、最大限に提供するための支援とされています。その推進のため、市民に対する積極的な普及啓発や厚労省意思決定ガイドライン研修等の提供、本人の特性に配慮した情報保障の充実化、様々な意思決定支援ツールの積極的活用など、全国でいち早く中核機関として名乗りを挙げた志木市が、意思決定支援の分野においても全国をリードしていける存在になることを期待します。	成年後見制度において意思決定支援は重要な取組となっており、成年後見制度に限らず市民の権利や利益を守るため、行政をはじめ地域や事業者などの理解を進めることが必要になっています。次期計画においても、現場に即し意思決定支援の強化等について、全国をリードし進めていくよう計画に位置づけてまいります。	○
10	33	・「後見人等が不足することが予想されていることから、成年後見制度の普及啓発や相談、後見人支援と併せ、市民後見人の育成など積極的に施策を推進します。」と記載がありますが、現状は足りているのでしょうか？また、今後、市民後見人に任せるケースが本当に増えるのでしょうか？（貧困であり親族、専門職後見人が見つからず、困難では無い条件が志木市にはあまり無いのではないかと）※85.89ページにも強化するとの記載があります。	家族関係の変化や少子高齢化などから、後見制度が必要でも親族のいない人や、親族がいても支援を受けられない人が今後は増加する傾向にあります。市民後見人は同じ地域の生活者として、被後見人に寄り添い支援する貴重な地域貢献であり、その活躍が期待されています。次期計画においても市民後見人の育成を強化してまいります。	○
11	31 38	(仮称) 基幹福祉相談センターの整備について議論がなされていない中で設置することの経緯と今後の運用について記載すべき。 高齢者あんしん相談センターの活用となっているが、第3期では基幹型地域包括支援センターを検討となっていた。第4期では記載がないが、基幹型地域包括支援センターを設置しないという理解でよいか。第7期介護保険事業計画との整合性がとれない。また、(仮称) 基幹福祉相談センターと地域包括支援センターは、前者が中核的な役割を担う存在、地域包括支援センターは1次相談機関としての位置づけがなされている。仮に地域包括支援センターが高齢者のみならず、障がい者、生活困窮者の分野にまで相談範囲を拡張するとすると、介護保険の枠組みを超えることになるが、そのための適切な措置はなされるのか、現行制度で措置が可能なのか、疑問。また、現状、地域包括支援センターが様々な業務を負担する中で、さらに業務を上乗せすることになる。人員増や処遇改善の計画は担保されているのか、明らかにすべきと考える。	平成30年4月1日施行の社会福祉法の一部改正により、障がい者や生活困窮など福祉における横断的課題に対応するための包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。 このことを受け、市の機構改革により、相談者及び一次相談機関等からの相談に対し支援を行う(仮称)基幹福祉相談センターを設置するものであり、現行の高齢者あんしん相談センターへの人員増や処遇改善を図るものではありません。 なお、(仮称)基幹福祉相談センターについては、その概要についてイメージできるような図を盛り込んでまいります。 一方、介護保険法に基づく基幹型地域包括支援センターの検討に関する記載は、第3期志木市地域福祉計画ではなく、志木市高齢者保健福祉計画・第7期介護保健事業計画に示しているところであるため、引き続き介護保険事業計画に基づき検討してまいります。	◎

No.	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
12	38	「要援護高齢者等支援ネットワーク会議・ホッとあんしん見守りシステム事業」で、「認知症」などの高齢者だけでなく、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった40歳から64歳の第2号被保険者も支援の対象として明記してほしい。	若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者は対象となっておりますが、高齢者を対象としたシステムにおいて、児童や障がい者などの拡充に向け、関係団体等からのご意見を踏まえながら整備に取り組んでいますので、わかりやすい表記に改めます。	◎
13	39	「認知症SOS声かけ模擬訓練」で、「認知症高齢者の安全の確保と事故防止」とあるが、同じ器質性精神障害である若年性認知症や高次脳機能障害人も徘徊してしまうことがあるので、訓練の対象を広げる検討について明記してほしい。	個別に若年性認知症や高次脳機能障害などの病名の記載は行いませんが、地域で見守り支え合う取組の中で、見守りが必要な方々への支援として「認知症SOS声かけ模擬訓練」において、関係機関との連携について検討していますので、わかりやすい表記に改めます。	◎
14	53	「就労の支援」で、若年性認知症や高次脳機能障害の方への就労支援についても触れてほしい。	個別具体的な障がいについての明記はいたしません。就労の支援の取組では、若年性認知症や高次脳機能障害などを含めた障がい者への就労支援を行っています。	○
15	61 88 他	(仮称)基幹福祉相談支援センターの整備は、分野を超えた横断的な地域課題に取り組む上で必要かつ歓迎すべき施策と考えられる。センターの運営にあたり、まず意思決定の概念を理解しておくことが重要であり、これらの職員に対する研修の機会を設けていただきたい。また、市民が意思決定支援の基本的姿勢を身につけることは、障がいのある人に対する虐待予防や差別防止等につながるだけではなく、障がいのあるなしにかかわらず誰もが自分らしく生きることのできるまちづくりにもつながるものである。従って、子どもから高齢者まで幅広く意思決定支援について学ぶことのできる機会を設けていただきたい。	障がいのあるなしに関わらず、判断能力が不十分な人に対しても本人が望む姿や希望する力を引き出せるよう、各分野の専門職が能力を高めるとともに、地域での理解が進むよう取組を進めます。ご意見のとおり、福祉に関する様々な相談や地域課題の取組にあたっては、専門職などへ研修を実施するとともに、市民への周知を図りながら、後見ネットワークセンターを含む体制づくりとして(仮称)基幹福祉相談センターを整備してまいります。	○
16	74	・後見制度の利用促進において「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念が挙げられていますが、障害者権利条約の文言も必要だと思います。	成年後見制度における理念を計画に反映していますが、障害者権利条約についても、成年後見制度の利用において関連することから、記載します。	◎
17	76	第5章(2)計画の位置づけについて「成年後見、未成年後見についても対象とする広い視点で計画策定している」と記載していますが、それでは何故後見ネットワークセンターが長寿応援課に設置されているのか、疑問であり組織上の位置づけを見直すべきと考えます。	成年後見制度に関する業務は、現在、市の規定により長寿応援課で行うこととしていますが、機構改革により令和2年4月から共生社会推進課に設置する(仮称)基幹福祉相談センター内に位置づけることとしています。	△
18	76	「計画の対象」のところで「成年後見制度の利用は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者及び未成年者などが対象となるため、広い視点で本計画を策定しています。」と記されていますが、若年性認知症や高次脳機能障害の人も対象であることが誰にでも分かるような表記して下さい。	病名等の記載は広範であることから、制度の対象となる判断能力に欠ける場合などの広義を表記しています。	○
19	83 ~92	・「利用者がメリットを実感できる制度の運用」とありますが、デメリットもあるという理解ができる制度設計にしないと、危険だと思います。 ・住民の窓口がどこになるのか、図示されたものを見てもつかみにくいです。 ・市民後見人の選任までの流れは記載されていますが、その後のページを見ても、具体的にどのようなやり取りが行われるのか全体像がつかみにくいです。 ・法人後見を活用した場合、ネットワークの中でどこに位置づけられるのか、もう少し明瞭に示して欲しいです。	後見制度は、制度の正しい理解を進め適切な支援のもと必要な人が利用できることが大切であると考えています。また、市民後見人は同じ地域の生活者として、被後見人に寄り添い支援する貴重な地域貢献であり、その活躍が期待されることから、育成を強化してまいります。市民後見人の活動開始後については、それぞれの活動内容が異なるため、後見ネットワークセンターがサポートする体制を整えています。法人後見についても、事業者による活動としてネットワークに組み込む必要性から、新たに86頁のイメージ図内に位置づけ示したところでです。	○

No.	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
20	85	実行計画1-1において「中核機関及び基幹センターである後見ネットワークセンター」という記載がありますが、従来「後見ネットワークセンターが市の中核機関」と位置づけていたと思います。事実を明らかにし、以降の記載内容について見直しを行う必要があると考えます。	現行計画のとおり中核機関は後見ネットワークセンターを含む行政で担い、次期計画におきましても変更することなく、推進役となる中核機関は行政として記載します。	○
21	86	成年後見制度利用に関する地域連携ネットワークの全体イメージに（仮称）基幹福祉相談センターが入っていないが、どのような位置づけになるのか。指標には「複合的な連携を進めます」となっているが、具体的な内容が記載されていないので、機能しないではないかと考える。	後見ネットワークセンターは、（仮称）基幹福祉相談センターに内包されるものとなりますが、このイメージ図においては、後見制度について整理したものであるため、表記は後見ネットワークセンターに限っているものとしています。 なお、後見ネットワークセンターを含む（仮称）基幹福祉相談センターについては、改めて31頁にイメージ図を盛り込んでまいります。	○
22	87	（仮称）基幹福祉相談センターとは、3行程度で説明しているが具体的にイメージ出来ない。特に後見ネットワークセンター、障がい者支援の基幹センター、総合相談窓口と記載がなされているが、どのような役割を担うセンターなのかが不明瞭。	（仮称）基幹福祉相談センターは、地域福祉計画において具体的な内容を記載していますが、改めて31頁にイメージ図を盛り込んでまいります。 なお、成年後見制度利用促進基本計画では87頁に要点のみを記載しています。	○
23	88	主要な取組の中の記載「包括的支援センターの整備」は具体的には何を指しているのでしょうか。後見人等の支援は成年後見制度利用促進計画の中では欠かせない機能であると理解していますが、体制整備のビジョンが示されていない計画には実効性がないと考えます。	包括的支援センターの整備とは、障がい者支援などを中心に現場に即して、各専門職が横断的に支援方法などを整理していくことについて示したものでありますが、よりわかりやすい表記に修正します。	◎
24	90	2) 身上保護と財産管理等の後見人による不正防止 財産管理等の後見人による不正防止についての記載がありますが、身上保護についての記載がありません。本人の意思決定支援に欠ける後見人による身上保護が社会的に問題になっていることから、具体的な記載をするべきだと考えます。	身上保護は後見制度の業務であり記載しませんが、分かりやすいよう修正します。なお、身上保護に関する取組は実行計画3に記載しています。	◎
25	91	実行計画 2-1 制度理解と地域の見守り等「一次相談機関等による出前講座や認知症SOS声かけ模擬訓練」は後見ネットワークセンターが実施するべきと考えます。（認知症SOS声かけ模擬訓練は地域包括支援センターの任意事業） 2-2 認知症SOS声かけ模擬訓練との連携は果たして不正防止効果に寄与するのか疑問です。後見ネットワークセンターが主導して、情報収集を行い、対応について協議会等にて検討するべきと考えます。	一次相談機関が行う既存の活動や体制を十分に活かしながら連携して取組を進めているところです。次期計画においても専門職研修などを通して、連携協力し市民への制度理解等の促進を図ってまいります。 また、認知症SOS声かけ模擬訓練との連携においても、認知症の方を支えるため成年後見制度への制度理解の一面を担うものであり、不正防止につながる重要な取組となっています。	○
26	92	「市を介さずに家庭裁判所へ直接～略～必要な支援が出来ない面があります。」という記載がありますが、市民には選択権があります。知られたくない市民もいると想定すると利用者の把握は計画に記載するほどに重要なことなのか疑問があります。十分に協議するべきだと考えます。	市民への制度周知を行い、市民の選択により利用されることが必要となっています。必要な支援につながる体制づくりでは、制度利用者を適切に把握し支援することが必要であることから、現状や課題を記載しています。	○

No.	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区 分
27	第5章全体	<p>後見ネットワークセンターが志木市社会福祉協議会委託から市直営となった経緯が不明瞭です。理由と市直営となったことによるメリットを記載するべきと考えます。</p> <p>一次相談機関との連携について。後見ネットワークセンターには週2回午後司法専門職が相談に応じる体制が整っています。まずは後見ネットワークセンターが相談に応じて、必要があれば一次相談機関と連携することが市民にとって利便性が高い（直接司法専門職に相談することで解決出来る）と思われますので連携について再検討するべきと考えます。</p>	<p>現行計画において、市で中核機関を担うとともに、一次相談機関と連携し取り組むよう市民の権利や利益を守る地域連携ネットワークの体制を示しているところです。次期計画においても、専門職研修などにより市民に身近な一次相談機関や専門職との連携をさらに強化し、具体的な取組につなげてまいります。</p>	○
28	その他	<p>障がい年金を受給しています。後見制度利用を考えているが、利用金額が心配になります。</p>	<p>市では、成年後見制度利用支援事業として後見人報酬などの助成制度があります。審判の申立てに要する費用や親族でない成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成を行っており、今後も支援を進めてまいります。</p>	○
29	その他	<p>制度利用にはお金がかかるため、貯蓄をしないと難しいです。</p>	<p>市では、成年後見制度利用支援事業として後見人報酬などの助成制度があります。審判の申立てに要する費用や親族でない成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成を行っており、今後も支援を進めてまいります。</p>	△
30	その他	<p>志木市成年後見制度利用支援事業により、絶対的貧困層等は制度活用がしやすいですが、相対的貧困層は報酬が高額なことから制度を使いづらい現状があります。</p>	<p>市では、成年後見制度利用支援事業として後見人報酬などの助成制度があります。審判の申立てに要する費用や親族でない成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成を行っており、今後も支援を進めてまいります。</p>	○
31	その他	<p>後見制度を利用するにあたり、費用がどれくらいかかるのか等を具体的に記載しているとイメージしやすいです。</p>	<p>計画書の範囲とは異なるため、パンフレット等により案内をいたします。個人の状況等により費用は異なりますので、後見ネットワークセンター等にお気軽にご相談ください。</p>	△
32	その他	<p>国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）の1、2、3は障害者の娘（44歳）をもつ親として一番望むことです。志木市ではどこまで計画が進んでいるのでしょうか。窓口はどこでしょうか。担当職員が異動等で変わっても、経過が分かるようシステム化され、人権・財産を守るような組織でしょうか。</p>	<p>現行計画に基づき取組を進め、課題や今後の施策や目標等を次期計画へ反映しています。相談窓口は、後見ネットワークセンターと一次相談機関である高齢者あんしん相談センター、障がい者等相談支援事業所があり、支援にあたっては、ケース会議等を活用し情報共有や本人らしい生活の検討をもとに支援されるように努めています。基本計画に基づく事務は職員の異動等の影響がないよう円滑に進めてまいります。</p>	△
33	その他	<p>市の後見制度の会合に参加しましたが、具体的にどこで誰に相談すべきか、よく分かりませんでした。</p>	<p>市役所内にあります後見ネットワークセンターのほか、一次相談機関である地域の身近な高齢者あんしん相談センターや障がい者等相談支援事業所が、市内に11か所ありますので、お気軽にご相談をお寄せください。</p>	△